HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	経営者の倒産責任に関する日仏比較研究 ： 再建型倒産手続の実効性向上を目指して［論文内容及び審査の要旨］
Author(s)	張, 子弦
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第12929号
Issue Date	2017-12-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/68125
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	ZIXIAN_ZHANG_review.pdf, 審査の要旨

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

学 位 論 文 審 査 の 要 旨

博士の専攻分野の名称　博士（法学）　氏　名　　張　　子　弦

審査担当者	主　査	教　　授	町　村　泰　貴
	副　査	准 教 授	山木戸　勇一郎
	副　査	准 教 授	岩　川　隆　嗣

経営者の倒産責任に関する日仏比較研究
―再建型倒産手続の実効性向上を目指して―

１．学位申請論文の概要

申請論文は、日仏法における経営者倒産責任について、再建型倒産手続の魅力と効率性の向上という視角から、比較法的に考察を行ったものである。

申請者は、日本の再建型倒産手続が企業の再建に十分機能していないという事実認識を前提に、その原因は再建型手続の適時の申立てを促すインセンティブが不足しているという仮説を立てる。一方、フランスの倒産処理手続は、２００５年の法改正により企業救済手続が創設され、以前から存在する裁判上の更生・清算手続と救済手続との３本立てとなり、特に企業救済手続の利用が拡大している。そこで、フランスの企業救済手続による再建が成功した原因を探り、これと日本法との比較検討を行うというのが本稿の趣旨である。

その際、中心として取り上げたテーマは企業経営者の倒産責任である。日本では、倒産法特有の実体的な倒産責任の規定はなく、会社法上の取締役責任が倒産手続では査定手続により追及されるほか、倒産債権者は別に取締役の対第三者責任や保証責任を追及する。これに対してフランスでは、倒産法に、厳格な無過失責任を経営者に課す規定があったが、企業救済手続の中ではこの取締役の倒産責任を免除し、経営者に企業救済手続の早期の申立てを促している。また保証責任も、経営者保証人の問題は日本と同様にフランスにもあるが、保証人の財産や収入に応じた限度での責任にとどめるべきとする比例原則が適用される上、企業救済手続の中で保証人の免責をもたらす条項もある。この点もまた申立てのインセンティブにつながっているものと考えられる。申請者は、日本の場合について、民事再生であれ破産であれ、同一の取締役責任規定が適用される点が問題で、再生手続では責任を軽減ないし免除すべきこと、そして破産手続では制裁のためにも破産債権者の債権回収のためにも、むしろ責任を加重し、責任追及をしやすくする必要があると指摘する。

加えて、フランスでは経営者の倒産責任として非金銭的制裁ないし職務上の責任、すなわち商業活動の禁止をもたらす制裁と、刑事制裁とが規定されていた。これらも、近時は要件が限定されているが、特に企業救済手続の中では免責されている。この点について日本法は、もともと経営者や取締役に会社倒産を理由とする資格制限などは存在しないが、経営者保証責任を追及されることで、経営者が個人破産に追い込まれた場合には、個人破産を理由とする資格制限がかかってくる。しかしその場合でも株式会社の取締役の欠格事由とはならないし、自ら事業を起こすことも禁止されない。この点について、申請者は、財産上の責任が課されるよりも資格制限を課すほうが制裁として実効的であることを指摘し、会社が再建型ではなく清算型の倒産手続に至っ

た場合の経営者責任としてはむしろ日本にも職務上の責任を導入すべきではないかと主張する。

以上のような日仏比較の上での日本法の改善提案は、同時に将来の中国法に貴重な立法資料を提供するとの指摘により、本論文は締めくくられている。

２．検討と評価

本論文は、取締役の倒産責任という、従来我が国でも議論されてきたテーマについて、フランス法の倒産法史を丹念に紹介しつつ、再建型と清算型という構造の中でどのように発展し、どのような現状にたどり着いているかを紹介した点で、我が国のこれまでの先行研究に新たな知見を付け加える意義を有する。また日本法との比較に関しても、日本とフランスの制度的な差異に目を配りつつ、フランスで倒産責任が課される主体としての経営者と、日本において対応する責任を課される取締役との異同も踏まえ、あるいは経営者保証という問題の共通性を見出し、さらには日本の倒産処理諸制度とフランスのそれとの対応関係を踏まえて、経営者の倒産責任が再建型倒産手続の利用促進につながったフランス法の経験が日本でも妥当することを論証している点で、高く評価できる。

申請者は中国人留学生として日本で学び、さらにフランスでも一年間ではあるが留学し、日本法とフランス法との比較研究を行った、そのテーマは、法解釈論というよりはむしろ制度論に属するものと言えるが、日仏両国の実定法規を十分斟酌した上での制度論である。さらに企業経営者の保証責任の問題など、我が国で現在まさに問題となっていて制度的な改革も進行している分野に関わるだけに、本論文は、我が国の倒産法制度のあり方を考えるために大きな寄与があるといえる。

なお、本論文の内容に批判がないわけではない。例えばフランスにおける経営者責任と日本の取締役責任とを比較しているが、日仏それぞれの会社の多様な形態が十分踏まえられているのかどうかは疑問で、むしろ日本に関しては当然に株式会社を前提にしているように思われる。また再建型倒産処理手続として、フランスでは企業救済手続を、日本では民事再生を当然の前提としているが、フランスの裁判上の更生手続や日本における会社更生手続も再建型であるので、それも視野に入れる研究が期待される。フランスにおける経営者保証の責任制限規定が企業救済のみならず裁判上の更生手続にも適用されることから、そこでのインセンティブも考慮した研究に広げる必要があろう。

これらの問題点は、しかし、本論文の内容を発展させる要素を示すものであって、本論文それ自体の価値を減ずるものではない。本論文が検討した内容の中国法への応用も含め、申請者の今後の研究に期待したいところである。

以上の次第で、審査担当者全員一致により、表記の申請論文が博士（法学）にふさわしいものと評価した。